

# FIT法に基づく木質バイオマス発電施設への燃料調達に関する指導・助言方針

平成 31 年 3 月 19 日 : 岐阜県林政部県産材流通課

## 1 目的

平成24年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」が施行されて以降、岐阜県内においても木質バイオマス発電施設が建設され、更に建設を予定している木質バイオマス発電所も複数あるなど、今後、燃料として使用する未利用材及び一般材の需要は益々高まっていくことが想定される。

岐阜県は全国有数の森林資源を有しているが、林業労働力の確保等から急激に木材生産量を増加させることは困難な状況である。

また、木材需要の急激な高まりによる森林資源の乱伐や再生林未実施による山地災害の増加などが懸念されている。

そこで、持続的な森林資源の循環利用が可能な木質バイオマス発電施設への安定した木質燃料の供給を実現するため、事業者がFIT申請する際に作成する「バイオマス燃料の調達及び使用計画書（以下「計画書」という。）」の妥当性を確認する際の県の指導・助言方針を定める。

## 2 指導・助言方針

県は事業計画策定ガイドライン（2017 年 3 月資源エネルギー庁）に基づく事業計画の事前説明に対する助言・指導については、以下の方針に基づいて行う。

### (1) 燃料の安定調達に関する事項

項 目	確認内容
調達数量は、調達地域の木材生産量等から考えて適当であるか	・調達地域の総資源量、木材生産量、森林経営計画策定面積 等
災害等のリスクを考慮した調達ルートとなっているか	伐採場所の所在地 等
調達先からは安定して調達が可能か	・調達先との覚書や協定締結状況 ・調達先の木材生産量、森林経営計画策定面積、林産従事人数 等
関係者間の連携は取れているか	・素材生産業者、木材加工業者、チップ業者等の組織化状況 ・協議会等の設立状況 等

### (2) 既存用途事業者(※1)への影響に関する事項

項 目	確認内容
調達予定先の木質燃料を既に利用している木質バイオマス発電事業者(※2)へは説明済みか	・打ち合わせ記録の内容
調達予定先のチップ等を既に利用している事業者(製紙会社、肥料メーカー等)へは説明済みか	・打ち合わせ記録の内容

※1: 調達予定先の木質燃料を既に利用している事業者

※2: 稼働中の事業者のほかに、FIT 認定を受け、設置予定の事業者も含む。

### 3 指導・助言方法

#### (1) 計画書作成者に対する助言・指導

県は上記方針に基づき、計画書作成者に対して聞き取り調査を行い、燃料調達計画が妥当でないと判断される場合は、適切な措置をとるように助言・指導する。

#### (2) 燃料調達先への確認

県は計画書に記載された燃料調達先に対して調達数量の妥当性等を確認し、安定した燃料調達が困難であると判断される場合は、計画書作成者に対して燃料調達計画の再検討を行うように指導する。

#### (3) 既存用途事業者への確認

県は既存用途事業者に対して、計画書作成者との事前打合せ内容の確認を行い、再度打ち合わせが必要であると判断される場合、計画書作成者に対して、既存用途事業者と再度打ち合わせを行うように指導する。

### 4 指導・助言への対応

計画書作成者は、県に計画書を提出するにあたっては、別紙「燃料調達一覧」及び上記方針に対して説明できる資料を添付するとともに、県から受けた助言・指導に対して適切な措置を講じることとする。

### 5 指導・助言結果の取扱い

上記4による適切な措置が講じられたと認められる場合、計画書作成者が計画書の「6. 燃料供給者等関係者との調整状況」に、「県と調整済み」として、指導・助言結果等を記載することを認める。

### 6 FIT 変更申請時の取扱い

過去に FIT 認可済みの発電施設が、バイオマス比率やバイオマス内訳の変更に伴い FIT 認可の変更申請を行う場合の計画書の指導・助言についても、本方針に基づいて行う。

□燃料調達一覧

○素材生産事業者 ※燃料を原木で調達し、自らチップ化等を行う場合は以下の表を使用

事業者名	事業者所在地	素材生産量(m <sup>3</sup> )			素材生産班(人数)		調達計画量(m <sup>3</sup> )[D]	増産量占有率[C/D]	既存用途事業者への納入量(m <sup>3</sup> )
		現状(年)[A]	計画(年)[B]	増加量[C:B-A]	現状	計画			
○○森林組合	○○市	15,000(H30)	25,000(H33)	10,000	5班(18人)	7班(24人)	8,000	80%	○○バイオマス発電:2,000 △△バイオマス発電:1,500 □□製紙:1,000

※調達計画量は、計画書、覚書等に記載された数量と整合をとること。

○加工事業者 ※チップやペレットを燃料として調達する場合(自らチップ化等の加工を行わない場合)は以下の表を使用

事業者名	事業者所在地	加工量(m <sup>3</sup> )			増産方法	調達計画量(m <sup>3</sup> )[D]	増産量占有率[C/D]	既存用途事業者への納入量(m <sup>3</sup> )
		現状(年)[A]	計画(年)[B]	増加量[C:B-A]				
○○チップ工場	○○市	30,000(H30)	45,000(H33)	15,000	・チップパーの追加導入 ・運搬車を購入し自ら未利用材の収集を実施	10,000	67%	○○バイオマス発電:5,000 △△バイオマス発電:3,000 □□製紙:2,000

※調達計画量は、計画書、覚書等に記載された数量と整合をとること。

(参考)

## ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれかに適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

## ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

(認定基準)

第五条 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 当該認定の申請に係る発電が、バイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること。

## ○事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)(平成29年3月資源エネルギー庁)

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

3 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

① 安定的にバイオマス発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについての検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること。

② 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、当該計画が既存用途との関係で与える影響を最小限とするように努めること。また、他の事業との競合可能性が高い種類のバイオマスの利用を計画している場合、当該種類のバイオマスを利用している既存事業者に対して、燃料調達に関する説明及び確認を行うように努めること。

③ 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、調達予定先となる全ての都道府県林政部局(国有林の場合は森林管理局等)に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適正な措置を講ずること。